

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
1	各市町農業委員会開催頻度の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可にかかる農業委員会の開催頻度は月1回(25日)となっているが、開催頻度を増加するよう要望する。 ・市街化調整区域における農地転用(地域振興施設の建設等)に関して、手続スケジュールから、計画後着手まで1年以上かかっており、実際の稼働までは2年程度かかるなど時間を要している。 ・環境変化が早い現在において、スピード感のある事業活動の妨げとなっている。 	企業・団体	県 農業ビジネス課	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法により、農地を農地以外のものにする者は、申請書を各市町農業委員会に提出し、県知事(権限移譲市町は市町長)の許可を受けなければならない。 ・農地法、農地法施行規則、国通知に基づく農地転用にかかる農業委員会の事務は、農地転用許可申請書の受理後3週間以内(農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く場合は4週間以内)に農業委員会の意見を付して県知事へ提出するものである。 ・農業委員会の意見は、農業委員会長の招集により開催される農業委員会総会で決定している。 ・このことから、農業委員会総会の開催頻度は、法令等の範囲内で各農業委員会の判断で決定されるものである。 	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の転用許可にかかる事務は、全農業委員会が月1回農業委員会総会を開催し、国通知で定める処理期限である5週間以内に処理されている。 ・申請者がスムーズに申請を行えるようにするため、毎月の申請書類受付期間をホームページ等により公表するよう、各市町農業委員会に対し働きかけを行う。
2	各市町の農振除外の申出の受付頻度の見直し及び審査期間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・農振除外申請の受付は市町が年2回(2月、8月)と行っているが、開催頻度の増加・審査期間を短縮するよう要望する。 ・市街化調整区域における農地転用(地域振興施設の建設等)に関して、手続スケジュールから、計画後着手まで1年以上かかっており、実際の稼働までは2年程度かかるなど時間を要している。 ・環境変化が早い現在において、スピード感のある事業活動の妨げとなっている。 	企業・団体	県 農地利用課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という)に基づき、市町村が地域農業振興施策のマスタープランとなる農振整備計画(以下「整備計画」という)を策定し、農業上の利用を確保すべき地域として農用地区域を設定している。 ・農業目的以外の利用のため農用地区域から除外すること(以下「農振除外」という)は、市町の行政計画である整備計画の変更にあたる。計画変更は、農振法の規定に基づいて市町が必要に応じて行うこととされている。 ・市町の計画変更の際には、県との事前協議・本協議の上、県知事の同意を得ることが必要である。 ・農振除外申請については農振法上規定はなく、土地利用の意向を把握して計画変更を発意するかどうかの参考とするため、市町が独自に行っている事務である。 	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回規制改革会議の議論等も踏まえ、県では、農振除外に係る農振計画変更時の県と市町の事前協議を効率的に行い、事前協議期間短縮を図るため、写真等により現状を確認できる場合は現地調査を省略できる等の手続きの簡略化を行った。 ・農振除外申請の受付については、整備計画の変更が個別の農振除外申請に応じて行われるものではないという仕組みを踏まえ、現行制度によるものと考える。
3	各市町の都市計画マスタープラン実現のための施策展開	<p>人口減少、超高齢化、産業構造、市街地縮小等の変化に法整備が追いついておらず、新たな政策(無電柱化、空き家対策、防災・減災対策等)も機能していない。</p> <p>各市町はマスタープランを作成しているが、具体的な工程表と規制緩和策を講ずるべきである。</p> <p>【主な原因と対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治体専門スタッフの不足→中小自治体による広域連携開発審査機関の創設(提案) ②自治体の権限が弱い→権限委譲の拡大 ③自治体財政力の低下→知恵と工夫により財政に依存しない都市計画・開発の策定 	静岡県都市開発協会	県都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として定められることが望ましい。」とされている(都市計画運用指針(国土交通省)) (市町村マスタープランに掲げられる項目) <ul style="list-style-type: none"> ア 当該市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標 イ 全体構想(目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等) ウ 地域別構想(あるべき市街地像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等) 	条件を満たせば可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村マスタープラン自体は、直接的な規制を行うものではなく、構想の実現にあたっては、具体的計画に合わせた各種制度(都市計画や条例、協働の推進等)を適用することとなる。

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体 (部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
4	開発指導および手続きの統一 【昨年度からの継続提案(一部)】	各市町の「土地利用事業の適正化による指導要綱」と「静岡県開発行為技術基準」のダブルスタンダードが存在しており、加えて各市町により技術基準および審査期間等で違いがありすぎるため、行政申請の簡素化と指導の統一化をお願いしたい。 【具体例】 ①位置指定道路で6メートル幅員があれば、行き止まりであっても終点・中間における転回路を不要としたい。(静岡市、焼津市等は不要であるが、三島市、藤枝市等は必要) ②開発面積3,000㎡以下の宅地開発においては公園設置を不要としたい。(袋井市は1,000㎡でも設置が必要。) ③宅地分譲の開発行為で調整池および公園が市町に帰属できない自治体がある。	静岡県都市開発協会	県土地対策課	・土地利用事業に係る指導は法令で定める基準のほか、各市町における河川や道路の整備状況等に応じて設ける指導基準に基づいて行われる行政指導であり、開発許可に関しては、都市計画法で定められている。	対応困難	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用事業に係る指導に関しては、市町ごとにまちづくりにとって必要と考える指導基準により行政指導を行っており、指導内容が各市町で異なることから、県において技術基準および審査期間等を統一することは困難である。 ・開発許可の審査期間については、同様の規模・内容の事業計画であっても都市計画の区域区分の違いや周辺の土地利用状況等により審査内容が異なっており、市町ごと、案件ごとに処理期間に差が出てくるところであり、御理解をいただきたい。 ・県では、開発許可に関する市町からの相談に随時対応しているほか、県と市町との連絡協議会の場で具体的な事例に沿って意見交換を行うなど、判断基準の明確化や審査レベルの維持向上を図っており、こうした市町への支援を通して審査期間の短縮化が図られていくものと考えている。
				三島市都市計画課	(1,000㎡を超える開発については)転回路が必要	対応困難	都市計画法施行規則第24条第5号では、道路は袋路状でないこととされている。ただし、転回路等が設置されており、車両等の通行上支障がない場合は袋路状でもよいとされており、これに基づき当市の運用では、転回路の設置を指導させていただいている。特に緊急車両が侵入した際にスムーズな通行を確保することは、重要なことと考えているため、転回路の設置を指導している。
				藤枝市都市政策課	(1,000㎡を超える開発については)転回路が必要	対応予定(条件付)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第20条において6mの道路幅員を定めることを原則としており、かつ、同規則第24条第5号ただし書の規定があることに鑑みると、小規模でない開発行為について転回広場の設置を求めることは、都市計画法の趣旨に合致している。 ・県知事の権限に属する事務である開発行為の許可事務を県条例に基づいて各市町の実情に応じた指導及び事務処理を行っている現在の状況は、肯定されるべきものであるが、近隣市で取扱いが大きく異なることは望ましいものではない。 ・開発許可を要しない建築基準法の位置指定道路の指定基準を、開発許可が必要となる一定程度の小規模な開発行為の袋路状道路の設置基準にも当てはめるなど、良好な宅地水準を確保するという技術基準の趣旨が損なわれない範囲での柔軟な対応を検討したいと考えている。
				袋井市都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・「袋井市土地利用事業に係る一般基準、個別基準及び技術基準」において、施行区域の3%以上の公園等を位置するよう定めている。 ・また、都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)において、目的や面積に準じた上乘せ基準を更に設けている。 	見直しの検討を進める	・3,000㎡未満の宅地開発における公園等の設置基準など、市の基準の見直しを検討する。

番号	提案事項	提案の具体的内容	提案主体	所管自治体(部課)	所管課の検討結果		
					制度の現状	検討状況	検討状況の詳細(対応策)
5	介護保険サービス事業の各種申請書類の全市町HPへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス事業に係る各種申請書類は、全ての市町のHPに掲載するようにし、取得を容易にしてほしい。 ・運営に係る手続が煩雑で事業の円滑な実施を阻害している。 	企業・団体	県 長寿政策課・福祉指導課	<p>【介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類をHPに掲載している市町数は、32市町。 <p>【介護保険サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町のHPを確認したところ、申請書類様式が見当たらない市町がある。 	対応予定	<p>【介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在申請書類がHPに掲載されていない市町については、掲載するよう県から個別に依頼済(対象市町からは、近日中にHP上に公開する旨、回答有)。 <p>【介護保険サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式のHPへの掲載については、本来、各市町の裁量に基づくものであるが、市町への研修会等の機会を通して取り組みを働きかけていきたい。 ・なお、国、県、市町においては、10月1日から申請や変更届の添付書類の簡素化を実施しており、手続きの簡素化に取り組んでいる。
6	介護保険サービス事業者の各市町設置基準の統一化	<ul style="list-style-type: none"> ・異なっている介護保険サービス事業者に対する設置基準の統一に向けて検討するよう要望する。(例:管理者・計画作成担当者の配置時間が、藤枝市は0.5、静岡市は0.1など、異なっている) ・運営に係る手続が煩雑で事業の円滑な実施を阻害している。 	企業・団体	県 長寿政策課・福祉指導課	<p>【介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の多様な生活支援のニーズに対して、地域の社会資源を最大限活用してサービスを提供することを目的としており、各市町は地域の実情に応じて、サービス提供体制を整備し、それに併せた基準や単価等を市町が独自に設定できるように、介護保険法を改正し、定められた事業である。 ・法改正と同時に国から必要な指針が公表され、各市町はその内容を踏まえて、各市町ごとに実施要綱等を定めて実施している。 <p>【介護保険事業サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス事業者に対する設置基準は、国の基準を踏まえた各市町の条例によって定められている。 	対応困難	<p>【介護予防・日常生活支援総合事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の指針を踏まえ、各市町が地域の実情に応じてサービス提供体制を整備し、それに併せた基準や単価等を市町が設定している。 ・県は、引き続き市町における事業の実施状況の把握に努め、必要なサービスが適切に提供されるよう、助言していく。 <p>【介護保険事業サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月から、地域密着型サービス(介護予防を含む)の指定基準は、国の基準を①従うべきもの②標準とするもの③参酌するものに分け、これらに応じて各市町が地域の実情に応じて条例で定めることとなっている。 <p>※①従うべきもの:国の省令と適合しなければならない基準②従うべきもの:国の省令に通常よるべき基準③標準とするもの:国の省令を十分参酌した上で、地域の実情に応じて制定できる基準</p>